浦臼町パートナーシップ宣誓制度手続きガイド

■浦臼町パートナーシップ宣誓制度とは

この制度は、性の多様性を認め合い、誰もが個人として尊重され、自分らしく、人生のパートナーや大切な人と、安心して暮らせるまちの実現を目指し、性的マイノリティ※1の方を含む二人のカップルが互いを人生のパートナーとして同等の権利を有し、責任をもって協力し合う関係であることを町長に宣誓し、町が二人に対して証明書（パートナーシップ宣誓書受領証）を交付する制度です。

この制度により、相続や税の控除などの法律上の効果が生じるものではありませんが、宣誓されたお二人のパートナーシップ関係を尊重し、町が認めることをきっかけとして、地域における理解促進につながり、誰もが自分らしく安心して暮らせる社会の実現を目指しています。

※1 性的マイノリティとは
　同性が好きな人や、男性も女性も好きな人、自分の性に違和感を覚える人などのことをいい「セクシャルマイノリティ」、「性的少数者」ともいいます。典型的とされていない性自認（こころの生）や性的指向（好きになる・恋愛対象になる性）を持っている人、性自認や性的指向の定まっていない、または持っていない人のこと。

■宣誓することができる方

パートナーシップを宣誓するには、以下の項目をすべてを満たしている必要があります。

(1)一方または双方が性的マイノリティであること。

(2)双方が成年(18 歳以上)に達していること。

(3)少なくとも一方が浦臼町に住民登録している(または転入を予定している)こと。

(4)双方に配偶者(事実婚を含む)がいないこと。

(5)宣誓する相手以外の方とパートナーシップ関係にないこと。

(6)双方が近親者(直系血族、三親等以内の傍系血族、直系姻族)でないこと。

(パートナーシップに基づく養子縁組をしている場合を除く)

※下図参照

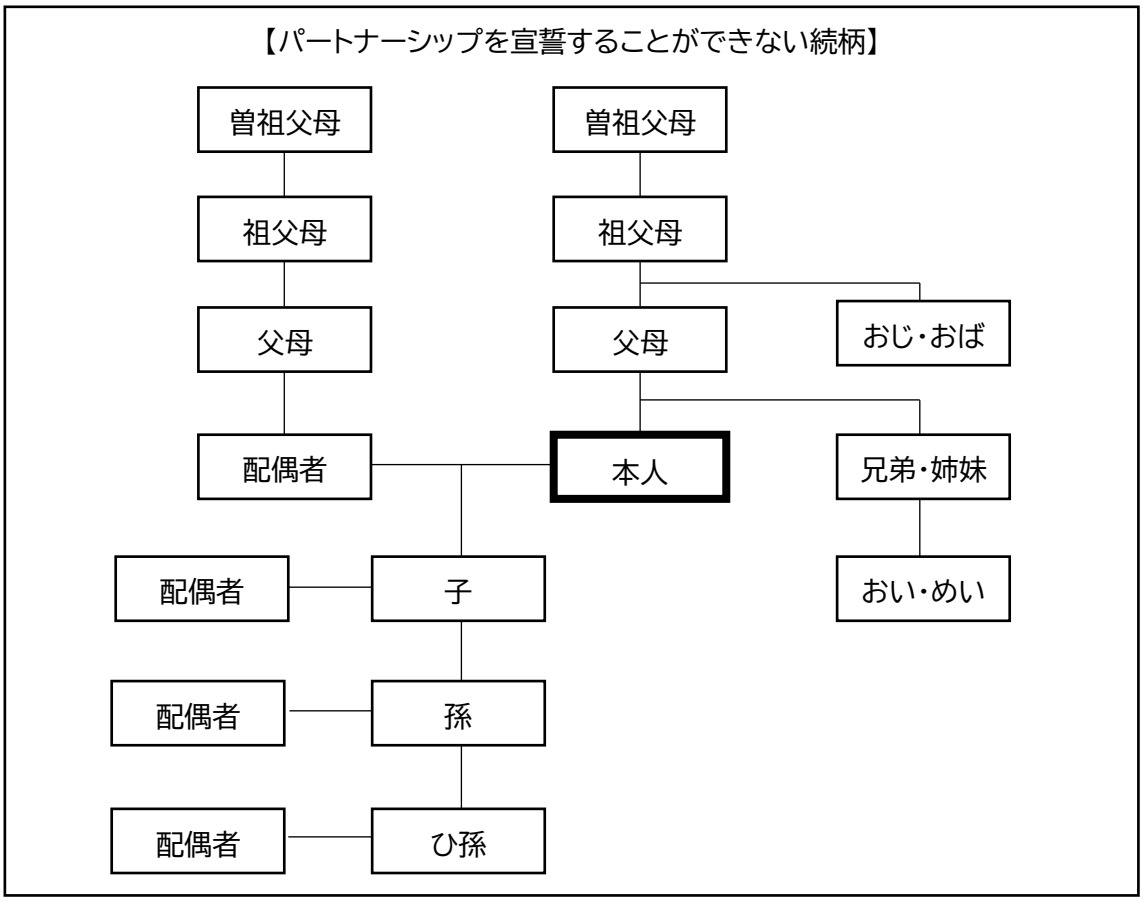

■必要書類

パートナーシップを宣誓するには、以下の書類提出が必要となります。

1. 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書

・ お一人1通ずつ(宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る)提出してください。
※お二人が同一世帯の場合は、お二人の情報が記載されたもの1通のみでかまいません。
・ 個人番号(マイナンバー)の記載がないもの(記載があると受け取れません)
・ 本籍、続柄の記載は不要です。

【転入予定の方】

・ 上記のほか、転入を予定していることがわかる書類を提出してください。
(例) ・ 転出証明書の写し
・ 賃貸借契約書の写し
・ 物件売買契約書の写し 等
・ 転入後 14 日以内に住民票の写しまたは住民票記載事項証明書等を提出してください。

2. 配偶者がいないことを証明する書類

・ お一人1通ずつ(宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る)提出してください。
・ 戸籍個人事項証明書(抄本)または独身証明書
・ 外国籍の場合は、大使館などの公的機関が発行する婚姻要件具備証明書など、配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳を添えて提出してください。

3. 本人確認書類

宣誓者それぞれについて、次のうちいずれか1つ。

・ マイナンバーカード(個人番号カード)
・ 旅券(パスポート)
・ 運転免許証
・ その他官公署が発行した免許証・許可証または登録証明証で本人の顔写真が添付されたもの

※健康保険証、年金証書、介護保険被保険者証など顔写真の添付がないものは、2点以上の提示が必要です。(氏名と生年月日か住所の記載のある公的機関が発行した書類)

4. 宣誓の際に、通称名の使用を希望する場合

・ 通称名が住民票に記載されている場合は、1 の書類で確認します。
・ 住民票に記載がない場合は、日常生活で通称名を使用していることが客観的に確認

できる書類を提出してください。
（例）・ 社員証などの身分証明書、病院の診察券、自宅に届いた郵便物2通など）

5. お子さんの氏名等の記載を希望される場合

・宣誓しようとする方と同居している未成年（18 歳未満）のお子さんについて、宣誓しようとする方との関係や氏名等を受領証等への記載することを希望される場合は、下記の書類をご持参のうえ、「**子に関する届出書**」を提出してください。

①戸籍全部事項証明（謄本）、その他宣誓者と子の関係を確認できる書類

②宣誓日前3か月以内に発行された住民票の写しなど子の年齢及び同居の事実が確認できる書類

■宣誓手続きの流れ

1. 事前予約

手続き希望日の7日前まで（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）に、直接窓口へお越しいただくか、電話またはインターネットから宣誓する日時を予約してください。原則、個室で対応いたします。

2. 宣誓できる時間

午前9時から午後5時（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）

3. 予約先

浦臼町役場住民課住民係（浦臼町役場1階）

○電話 0125－68－2112（直通）
（受付時間 ： 平日 8時30 分～17時15分 年末年始を除く）
○E－mail jumin(at)town.urausu.lg.jp
※（at）は@に置き換えてください。
※予約状況によっては、希望に添えない場合があります。

4. 予約時に必要な内容

予約時には以下の項目をお知らせください。

・ 宣誓希望日、時間（第3希望まで）
・ 宣誓する方の氏名、住所
※通称名で宣誓する場合は通称名を、外国籍の方は国籍をお知らせください。
・ 代表者の連絡先（電話番号、E メールアドレス）
・ メールフォームで事前予約された方には、宣誓日時、必要書類について後日ご連絡します。

5. 宣誓当日

・あらかじめ予約した日時に、**本人確認書類と必要書類等をお持ちのうえ、住民課　住民係に必ず宣誓するお二人で**お越しください。
（郵送による宣誓は受け付けておりません。）

・必要書類を提出していただき、確認後、町の職員の立会いのもと、「パートナーシップ宣誓書」及び「パートナーシップ宣誓にあたっての確認書兼同意書」に署名し、提出していただきます。

・宣誓終了後、「パートナーシップ宣誓書受領証」等の交付日時の調整を行います。

・お子さんの氏名等の記載を希望される場合は「子に関する届出書」に記入してください。

※書類に不備や不足がある場合は、追加の資料提出を求めるまたは宣誓書の受領をお断りすることがあります。

6.「パートナーシップ宣誓書受領証」等の交付（1週間程度）

受領証の交付には、約1週間程度かかります。受領証等交付の予約日時にお越しください。お一人でのお受け取りも可能です。本人確認書類にて本人確認後、**パートナーシップ宣誓書受領証とパートナーシップ宣誓書受領証明カード、パートナーシップ宣誓書の写し**を交付いたします。

一方または双方が浦臼町に転入予定の場合

・「パートナーシップ宣誓制度転入予定者受付票」を後日交付します。
・ 浦臼町に転入後 14 日以内に「パートナーシップ宣誓制度転入予定者受付票」と「住民票の写しまたは住民票記載事項証明書等」をご提出ください。書類の確認後、「パートナーシップ宣誓書受領証」等の交付日時をお知らせします。

■未成年の子に関する記載を希望

受領書に未成年の子との関係性の記載を希望する場合

・宣誓しようとする方と同居している未成年（18 歳未満）のお子さんについて、宣誓しようとする方との関係や氏名等を受領証等への記載することを希望される場合は、下記の書類をご持参のうえ、**「子に関する届出書」**を提出してください。

①戸籍全部事項証明（謄本）、その他宣誓者と子の関係を確認できる書類
②宣誓日前3か月以内に発行された住民票の写しなど子の年齢及び同居の事実が確認できる書類

■再交付、変更、返還、取消し

1. 受領証及び受領証明カードの再交付

受領証及び受領証明カードを紛失・毀損した場合、改姓・改名した場合などの事情により受領証及びカードの再交付を希望する場合は、下記の必要書類をご持参のうえ、「**パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書**」を提出してください。紛失した場合で、再交付後に見つかった場合は速やかに返還してください。

・ 本人確認書類（宣誓時同様）
・ 交付済みの受領証・受領証明カード（紛失の場合を除く）

※子の記載の削除についても再交付の申請により行うことができます。再交付申請の理由は「その他」を選択し、（　）内に「子の記載の削除」と記入してください。

2. 記載事項の変更

宣誓書に記入した内容、受領証等の記載事項に変更があった場合は、下記の必要書類をご持参のうえ、「**パートナーシップ宣誓書受領証等変更届**」を提出してください。

・ 本人確認書類（宣誓時同様）
・ 交付済みの受領証・受領証明カード

【変更内容別】

・戸籍上の氏名 ： 戸籍個人事項証明（抄本）
・住所 ： 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書
・通称名 ： 通称名を使用していることが確認できる書類

3. 受領証等の返還

次のいずれかに該当するときは、下記の必要書類をご持参のうえ、「**パートナーシップ宣誓書受領証等返還届**」を提出してください。

①双方の意志によりパートナーシップを解消したとき
②一方が死亡したとき
③双方が浦臼町外に転出したとき
④その他宣誓の要件に該当しなくなったとき

【必要書類】

・ 本人確認書類（宣誓時同様）
・ 交付済みの受領証・受領証明カード

■パートナーシップの宣誓にあたっての留意事項

（1）宣誓書の受理によって、町が戸籍や住民票の内容を変更することはありません。
（2）宣誓の際に虚偽や不正な行為があった場合や受領証を不正に使用したことが判明した場合、町は受領証を取り消すことがあります。

■浦臼町から転出するとき・浦臼町に転入するとき

浦臼町と連携協定を締結している自治体の間で転出・転入する場合、手続きをすること

によって、既に交付された宣誓書受領証及び受領証カードを引き続き使用することができます。

〈転出するとき〉

※連携協定を締結している自治体以外に転出する場合は返還手続き（6 ページ）が必要です。

■事前に必要書類を提出

・パートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書

・本人確認書類（3 ページ参照。お二人それぞれの書類が必要）

■浦臼町から確認の連絡

・申請書受付後、記載された連絡先へ受付確認の旨、連絡をします。

・浦臼町から申請書の写し等を転入先の自治体へ提供します。

■受領証等の継続利用が可能

・転入先の自治体において、引き続き交付済みの受領証等がご利用いただけます。

＜転入するとき＞

■自治体から転入するときは、浦臼町パートナーシップの宣誓の取扱に関する要綱第4条に基づき「宣誓書」に自ら記入し、町長に提出していただきます。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

浦臼町役場住民課

〇窓口 ： 1階 住民課住民係

〇電話番号 ： 0125-68-2112（直通）

（受付時間：月～金8時 30 分～17 時 15 分土日祝・年末年始除く）

〇E メール：jumin(at)town.urausu.lg.jp

※（at）は@に置き換えてください。